

悪質商法に注意

送りつけ商法(ネガティブオプション)

注文していない商品を一方的に送りつけて請求をする商法です。

事例

Case

代 金引換で自宅に家族宛の宅配便が届いた。家族がネットショッピングをしたのかと思い支払ったが、家族は注文しておらず、中身は聞いたことのない出版社の書籍だった。



⚠️ 送りつけ商法の商品例

●紳士録 ●書籍 ●雑誌 ●健康食品 ●カニ ●DVD・ビデオソフト 等々

アドバイス

Advice

覚えのないものは受け取らない!

家族の誰が注文したのか分からないときは、送り主をメモして、一旦宅配業者に持ち帰ってもらい、確認後に受け取るようにしましょう。代金引換で届いた場合、一度支払うと返金してもらうことは非常に難しくなります。

【もし受け取ってしまったら…】

- 承諾なしに送りつけられた場合(突然届く、電話勧誘を断ったのに送られた)、**商品到着日から14日間が過ぎれば自由に処分できます**。事業者に商品の引き取りをしてほしい旨、要請した場合は、**その日から7日間が過ぎれば自由に処分できます**。
- 電話勧誘を受けて了承したか、はっきりしない場合でも、**契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます**。生鮮食料品であっても可能ですが、**契約金額が3,000円未満の現金取引の場合はクーリング・オフできません**。

海外宝くじ

エアメール等でダイレクトメール(以下DM)を送りつけ、あたかもくじや賞金が当たったかのように誤解を招く表現を使って、手数料等を支払わせようとするものです。

事例

Case

海 外から「海外宝くじ当選1億円!」というDMが届いた。手続きのため同封の書類にクレジットカード番号等を記載し、エントリー手数料を支払うように書いてあった。応募した覚えはないが手数料は数千円程度なので、試しに手続きしてみたところ、その後、毎月手数料を引き落とされるようになってしまった。



絶対に申し込んではいけません!

- 海外の宝くじを日本で売買することは**違法**です。
- クレジットカード番号等個人情報**は、相手に知らせないように**しましょう。
- 送付を止めようと相手に連絡して、さらにDMが頻繁に送られてくることもあります。DMは破棄しましょう。

アドバイス

Advice

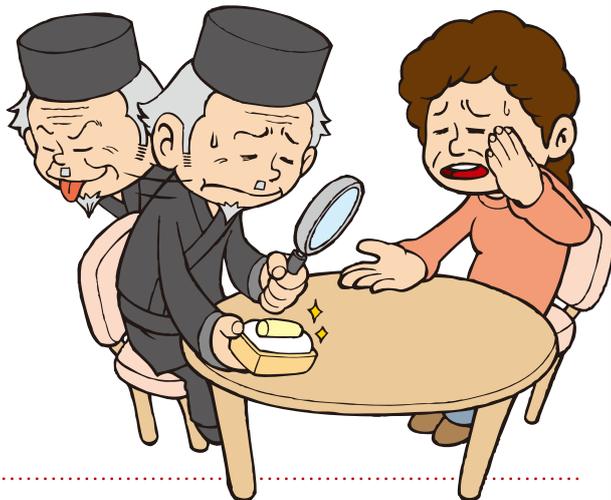
開運商法

「先祖のたたりで不幸になる」「これを購入すれば幸運になる」などと、人の不幸や不安につけ込み、高額な壺や数珠、印鑑などの商品を買わせたり、高額な祈とう料やお布施名目のお金を要求する商法です。

事例

Case 1

無料で手相鑑定するという広告を街頭で配っていたので、会場に行って占ってもらったところ、「このままでは子どもが大病する。運気が上がる印鑑を作れば災難を免れる」と数時間にわたり勧誘をうけ、だんだん怖くなって10万円の印鑑を購入してしまった。



事例

Case 2

雑誌の広告に載っていた「身につければ必ず幸運になる。効果がなければ返金する。」という宣伝を見て数珠を購入した。しばらくつけていても効き目がないので、返金してもらおうと業者に電話し、聞かれるままに自分の話をしたところ、「あなたには悪い霊が憑いていて運気が悪い。もっと御利益のあるネックレスをつけるとよい。」と別の商品を勧められた。



開運商法の商品の内容例

●壺 ●水晶玉 ●数珠 ●ネックレス ●印鑑 ●財布 ●お札 ●祈とう料 等々

アドバイス

Advice

無料、返金保証等の言葉に惑わされて気軽に利用しないようにしましょう。

最初は、無料の悩み相談や姓名判断、商品であれば「効き目がなければ返金する」などと言って誘いこみます。相談の過程で家庭の状況等を細かく聞き出され、弱みを握られると、相手の脅迫的な勧誘に逆らえなくなります。**相手のいいなりにならないようにしましょう。**契約の状況により、クーリング・オフや契約の取り消しが可能な場合があります。

ポイント

Point

お金を出しても幸運になる保証はどこにもありません。